

令和8年5月25日

大河原町議会議長 丸山 勝利 殿

文教厚生常任委員会
委員長 山崎 剛

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので、大河原町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

記

1. 開催の日時 令和8年5月20日(水) 10時00分
2. 開催の場所 委員会室
3. 出欠委員の氏名
出席委員 山崎 剛 佐藤 巖 万波 孝子
岡崎 隆 高橋 芳男 中村 淳
高屋 伸一
欠席委員 なし
4. 説明のため出席した者の職氏名 福祉課課長 長谷川早苗
同 課長補佐 近藤佳代子
同 高齢福祉係長 渡邊 怜
5. 議会事務局の出席職員の名 議会事務局長 木村 武俊
同 局長補佐 山口真由美
同 主事 熊谷 朋也
6. 所管事務の調査事項
(1) 緊急通報システムの実態について

7. 調査の結果及び意見

(1) 大河原町ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム事業について

①事業の概要

- ・目的 日常生活上の安全を確保し、高齢者等の精神的な不安の解決
- ・対象者 A. 在宅のおおむね65歳以上のひとりぐらし高齢者
B. 在宅のひとりぐらしの重度身体障害者
C. その他町長が特に必要と認める者
- ・協力員 原則3人⇒1人以上（令和7年5月改正）
- ・実施内容 機器を貸与し、通報時には地域協力体制による速やかな救援を行う
- ・利用開始までの流れ
窓口申請⇒設置場所の確認⇒緊急通報システム設置工事⇒利用開始
- ・利用料 無料（破損等があった場合は自己負担あり）
- ・通報時の主な流れ
利用者⇔あんしんセンター（連絡・相談・在宅確認）
あんしんセンター⇒必要に応じた要請：協力者（確認）・消防署（出動）
⇒利用者宅へ
- ・概要のまとめ 在宅ひとりぐらし高齢者等に緊急通報機器を無料貸与、通報時には地域協力体制による速やかな救援
「安全の確保」と「不安軽減」による安心して地域で暮らすための事業

②年間利用者数及び事業費、主な通報実績（相談・連絡、緊急通報）

年度	総利用者数 (人)	総事業費 (円)	相談・連絡 (件)	緊急通報 (件)	総受信 (件)
4	21	768,963	17	0	150
5	28	1,158,265	58	0	215
6	44	1,751,165	72	2	367
7	55	2,410,790	92	7	490

③効果等

- ・独居高齢者の安心の確保
 - ・家族、親族等の安心の確保、負担軽減
 - ・安全の確保
 - ・在宅生活継続
- ⇒「押された回数」ではなく、「安心して在宅生活を継続できること」

④事業実施上の状況と課題

- ・利用者増⇒事業費増
- ・協力員の確保
- ・合鍵管理

(2) 質疑応答での意見等

- ・他町では2人暮らしも対象とする自治体もある。2人であっても老老

- 介護のような場合もある。2人とも病弱で不安を感じる家庭もある。
⇒現状、2人家族は1人が通報できる考え。予算上の兼ね合いもある。
- ・老老介護で、介護する方が緊急事態になったとき連絡できない。そういう家庭は対象に増やして主たるべきもの。
 - ・町での周知方法を確認する。
⇒民生委員、介護事業所連絡会などでの会議、町への相談事業での照会などでの周知、意見交換を行っている。
 - ・町内でのひとりぐらし世帯はどのくらいか。
⇒1,500世帯程度が独居老人。その中には、介護サービスの利用者、訪問介護でお会いできる家庭もある。介護サービスを利用していないくて連絡困難家庭は30世帯程度かと思われる。
 - ・孤独老人ゼロとなるのが目的でも感じている。民間ではカメラ設置だと安価で可能。予算300万円以内で増額することが難しいのは残念。必要な世帯は100世帯位の利用になるのではないかと思う。
 - ・55世帯の利用だが、このシステムは施設を利用せず地域で暮らせるという良いもの。安心して家に居れるものなので、行政が橋渡しを出来るのであれば良いと思う。
 - ・協力員3人を改正し1人以上としている。なり手がいない現状と思う。仮にいない場合はどうしているのか。
⇒民生委員にお願いしている。また、近くに住んでいなくても遠くても要件緩和でよいとしている。いないことが無いように見つける。
 - ・民生委員の職務は困難、厚労省の委嘱だが手当は少ない。行政区で増額しているところもあるが町の考え方はどうか。
⇒町では福祉委員謝金で上乗せしており、3年に1度の見直しで増額している。これからも制限することなく上乗せを考えていく。
 - ・周知方法の検討、近所で設置し口コミで分かることも多い。

(3) まとめ

- ・緊急通報システムは、ひとりぐらし高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするために、緊急時に迅速に支援を受けるための重要な仕組みである。本制度を機器の貸与事業だけではなく、在宅生活をさせる福祉施策、地域包括ケアの一環として位置づけ、継続的に充実を図る必要がある。
- ・他自治体での2人世帯対象など学ぶべきところはあると思われる。調査研究し、対象者に関する規定など要綱の改正含め検討を求める。
- ・利用状況や通報実績を定期的に検証するとともに、地域の見守り体制との連携を強化し、必要な方が確実に制度を利用できる体制を整える必要がある。制度の申請方法、緊急時の流れなど分かりやすく整理し、対象となる家族に届くよう周知を強化すべき、また、それに伴う予算措置が重要であると考え。

